

建設業における下請取引適正化のポイント

みんなを守る 適正取引



契約は着工前に
書面で締結しましょう



国 土 交 通 省
建設業法令遵守推進本部

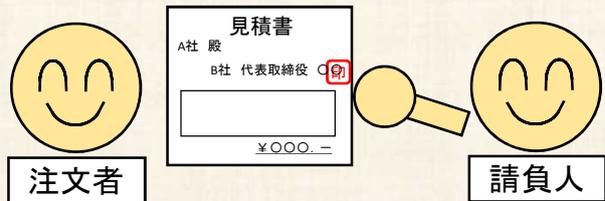
見積の依頼と提出

⚠️ 見積条件を明確にするため、見積依頼は書面で行いましょう。

⚠️ 下請負人は法定福利費を内訳明示し、元請負人はそれを尊重しましょう。

⚠️ 予定価格の額に応じて一定の見積期間を設けることが必要です。

見積期間(建設業法施行令第6条)
 工事1件の予定価格
 ①500万円未満 → 中1日以上
 ②500万円以上5,000万円未満 → 中10日以上
 ③5,000万円以上 → 中15日以上



書面による契約締結

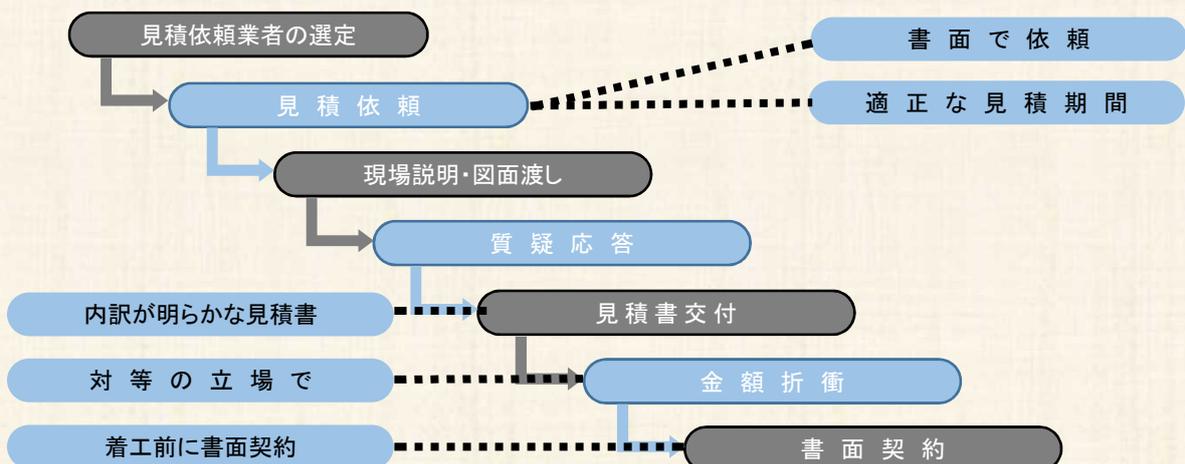
⚠️ 契約は、工事の着工前に交わす必要があります。

⚠️ 口頭のみでの契約締結は違反です。

⚠️ 追加工事や変更工事により契約内容を変更するときも、着工前に書面契約を交わしましょう。



下請契約締結に至るまでの流れ



不当に低い請負代金の禁止

⚠️ 請負人の保護と建設工事の適格な施工のため、不当に低い請負代金での契約は禁止されています。

この額で契約しないと
今後取引は行わないよ

この額じゃ赤字なのに...



注文者



請負人

指値発注、赤伝処理に注意

⚠️ 元請負人は、一方的に決めた請負代金を下請負人に提示(指値)して契約してはいけません。双方が十分に協議をして請負代金を決めましょう。

⚠️ 諸費用を下請代金の支払時に差引く行為(赤伝処理)は、双方の協議・合意が必要です。



注文者



請負人

やり直し工事

⚠️ やり直し工事を下請負人に依頼する場合は、やり直し工事の原因が下請負人の責任である場合を除き、その費用は元請負人が負担する必要があります。

理由はどうあれ御社の責任でやり直しをするように

元請の指示どおりにやったのに...



注文者



請負人

下請代金の支払い

元請負人は、注文者から出来高払い又は竣工払いを受けた日から1月以内に、支払対象工事の下請負人に対して、相当する下請代金を支払う必要があります。

下請さんへの支払いは2ヶ月後だよ



注文者



請負人

特定建設業者は、下請負人からの引渡申出日から50日以内に下請負人に下請代金を全額支払う必要があります。

(特定建設業者は、注文者から出来高払等を受けた日から1月を経過する日か、引渡申出日から50日を経過する日のいずれか早い方が実際の支払期日となります。)

適正取引のために、こちらの情報もご覧ください。↓

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html(建設業法令遵守ガイドライン)

<建設業法違反通報窓口のご案内>

駆け込みホットライン

— 建設業法違反通報窓口 —

全国共通 通報先 TEL. 0570-018-240
受付時間 / 10:00~12:00 13:30~17:00 (土日・祝祭日・閉庁日を除く)
FAX. 0570-018-241
ナビダイヤルの通話料は、発信者の負担となります。
E-mail : kakekomi-hl@mlit.go.jp

◆「駆け込みホットライン」に寄せられた情報により、法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じ立入検査などを実施し、違反行為があれば指導監督を行います。

<建設工事をめぐる元請下請間等の請負契約に関するトラブル相談窓口のご案内>

建設業取引適正化センター

トラブルを解決して、健全な取引をしよう!

センター東京
TEL 03-3239-5095
FAX 03-3239-5125
E-mail:tokyo@tekitori.or.jp

相談料
無料

センター大阪
TEL 06-6767-3939
FAX 06-6767-5252
E-mail:osaka@tekitori.or.jp

◆元請・下請間等の取引で「困ったことが起きたが、どうしたら良いかわからない」という方には、その解決方法をアドバイスし、「どこに相談したら良いかわからない」という方には、相談先である関係行政機関、紛争処理機関等をご紹介します。

【受付時間】9:30~17:00(土日、祝日を除く)

<作成>

国土交通省土地・建設産業局建設業課 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 TEL 03-5253-8111(代表)

2016.11